

寒河江市消防団ビジョン（案）

令和8年 月改定
(令和4年11月)

寒河江市

目 次

第1章 総則

第1節 策定の趣旨	1
第2節 寒河江市消防団ビジョンの位置付け	1
第3節 寒河江市消防団ビジョンの期間	1

第2章 消防団を取り巻く状況

第1節 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(概要)	2
第2節 消防団員の待遇等に関する検討会の最終報告(概要)	3
第3節 寒河江市の現況と推移	4

第3章 消防団の現状と課題

第1節 消防団の現状	5
第2節 消防団の課題	9

第4章 消防団の目指すべき将来像

第1節 消防団に期待される役割	11
第2節 消防団の目指すべき将来像	11

第5章 消防団の充実強化に向けた取り組み

第1節 持続可能な消防団組織の育成	12
第2節 消防団員定数の見直し	13
第3節 消防団員の負担軽減と待遇改善	14
第4節 施設・装備等の充実及び消防車両等の配備の見直し	15
第5節 地域コミュニティとの連携	15

第1章 総則

第1節 策定の趣旨

寒河江市消防団は、昭和29年11月に発足し、今年で72年を迎える非常備の消防機関です。

消防団員は、別に生業を持ちながらも、地域における消防防災リーダーとして平常時・非常時を問わずその地域に密着し、火災をはじめとした多様化する災害への対応や住民の防火・防災意識の啓発などを行うなど、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っております。

しかしながら、近年、人口減少・社会情勢の変化などにより消防団を取り巻く環境も変化しており団員確保が課題になっています。

また、平成25年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消防団への加入促進、消防団員の待遇・装備・教育訓練の改善の充実などに関する必要な措置を講ずることとされました。

更に、令和3年8月には、国の「消防団員の待遇等に関する検討会」において、消防団運営に当たり取り組むべき事項等（待遇改善、消防団に対する理解の促進など）について最終報告書を取りまとめ市町村に示されています。

このようなことから、寒河江市消防団が社会の変化に柔軟に対応し、地域住民の安全・安心を確保する組織であり続けるための方向性を示すとともに、その実現に向けた行動方針等を定めるため「寒河江市消防団ビジョン」を令和4年度に策定しました。今回ビジョンの期間である令和7年度を迎えたことを踏まえ改定するものです。

第2節 寒河江市消防団ビジョンの位置付け

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び理念を反映し、「第7次寒河江市振興計画」に沿って策定する本市消防団の中長期的な指針として位置付けます。

第3節 寒河江市消防団ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、「第7次寒河江市振興計画」の目標年度（令和17年度）の中間年度である令和12年度までとします。

なお、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

第2章 消防団を取り巻く状況

第1節 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（概要）

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」 平成25年12月13日制定

（1）目的・基本理念等

- ア 消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施
- イ 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務
- ウ 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務
- エ 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務
- オ 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務

（2）基本的施策

○消防団の強化

- ア 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定
- イ 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例
 - ・事業者、大学等の協力
- ウ 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の待遇の改善
 - ・消防団の装備の改善、相互応援の充実
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設

○地域における防災体制の強化

- ア 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等
- イ 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置
- ウ 自主防災組織等に対する援助
- エ 学校教育・社会教育における防災学習の振興

第2節 消防団員の待遇等に関する検討会の最終報告（概要）

（1）消防団員の待遇改善

- ア 消防庁において「報酬等の基準」を策定
 - ・年額報酬：「団員」階級の者については、年額 36,500円を標準とする
 - ・出動報酬：1日当たり 8,000円を標準とする
 - ・報酬等の支払い方法を団員個人への直接支給とする

（2）消防団に対する理解の促進

- ア 消防団活動に対する社会的な認識、理解
- イ 消防団員の加入促進広報
- ウ 消防団全体のイメージアップ

（3）幅広い住民の入団促進

- ア 被用者の入団促進
- イ 女性の入団促進
- ウ 学生の入団促進
- エ 将来の担い手育成
- オ 新たな社会環境に対応する団運営

（4）平時の消防団活動のあり方

- ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練
- イ 消防操法本来の意義の徹底
- ウ 消防操法大会のあり方

（5）装備等の充実

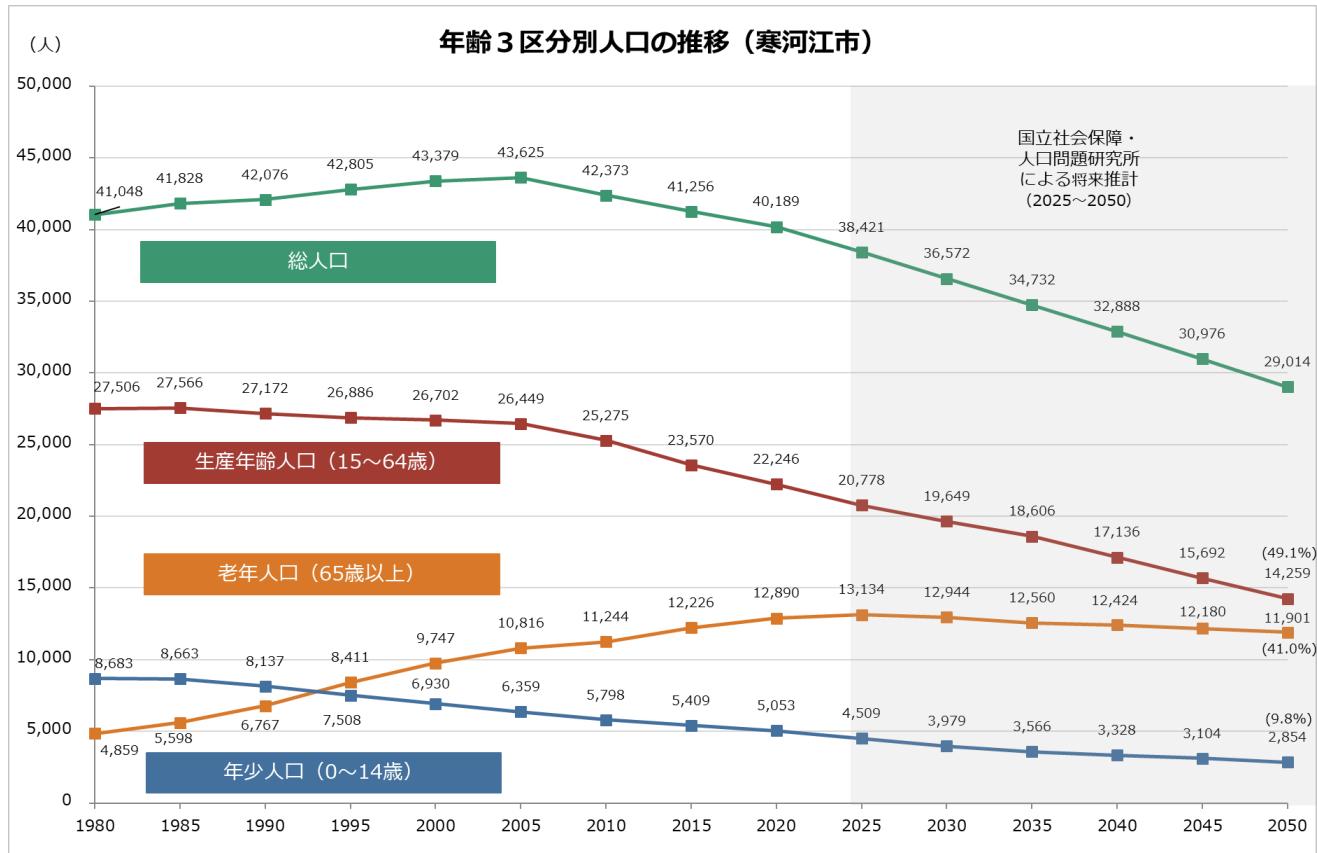
第3節 寒河江市の現況と推移

(1) 寒河江市の人口と将来推計

本市の総人口は、2005年は43,625人であったが、2025年には38,421人に減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、今後、本市の総人口は減少傾向が継続し、2050年には29,014人と推計されている。

また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向と推計されている。



【出典】2020年まで：総務省「国勢調査」 ※各年10月1日現在

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（令和6年6月推計）

第3章 消防団の現状と課題

第1節 消防団の現状

(1) 組織と配置

本市消防団は、現在、本部及び8分団39部・音楽隊・女性消防隊で構成され、実員数は、令和7年4月1日現在、573名となっています。

【組織図】

分団	部	管轄町会	車両等装備		
			自 ※1	積 ※2	小 ※3
1	1	洲崎・六供町1~3・3・緑町1~4・仲田・ 西寒河江・4・5・6・8・上町・八幡町・長岡町・ 山岸南・山岸・石持・石持2・丑町1・丑町2・ 横町・新町1・中央1・中央3		1	1
	2	新町・20・21・西の町・27・南町・越井坂1~3・ 矢の目・34・35・七日町・ほなみ・東内楯・中内楯・ 南内楯・中央2・中央4・中央5・丸内		1	1
	3	東新山・新山・高田団地・本楯1~5・花楯町・高田新町		1	1
	4	陵南町1~5・陵南アパート・舟橋2・舟橋東・舟橋西・ 舟橋中・舟橋南・元町1~10・美原町1・美原町2・ 若葉町1~3		1	1
	5	駅前1・駅前2・25の甲・幸町・十日市場・道場小路・ 新宿・桜小路・末広町1~4・栄町1・栄町2・ さくら町・日の出町・みずき		1	1
	自動車	市内全域	1		
2	1	高屋1~4・西浦1・西浦2		1	1
	2	島1・島2・泉町・南新町・島5・曙町・寿町		1	1
	3	皿沼1~3		1	1
	自動車	市内全域	1		
3	1	東町・君田町・住吉町・十二小路・仲・北		1	1
	2	高貝・城之内・高田・馬寄・田中・ひがし団地		1	1
	3	宝西・宝東		1	
	4	石川・下河原上・下河原下		1	1
4	1	柴橋1~5		1	1
	2	金谷1~5		1	1
	3	木ノ沢・松川東・松川西		1	
	4	中郷1~8		1	1
	5	平塩1~8		1	1
	6	落衣1・落衣南町・内の袋		1	
5	1	高松		1	
	2	鹿島・下八鍬・上八鍬・臥竜橋		1	1
	3	谷沢		1	1
	4	清助新田		1	1
	5	米沢		1	
	自動車	市内全域	1		
6	1	陣ヶ峰・新町・中町		1	1
	2	上町・麓		1	1
	3	上野・宮内		1	1
	4	楯・留場		1	1
	5	田代		1	1
	6	幸生		1	1
7	自動車	市内全域	1		
	1	新御堂・上宿・東上宿・中宿・下宿・箕輪		1	1
8	2	鬼越・南坂・桜橋・田沢・橋本・下道		1	1
	1	下河原・中河原・入倉		1	1
	2	上河原・道生・雲河原		1	1
計	39		4	33	28

※1 消防ポンプ自動車

※2 小型動力ポンプ
積載車

※3 小型動力ポンプ

(2) 各分団の団員数・管轄人口・世帯数等

(令和7年4月1日現在)

区分	管轄地区	定数	実員数	充足率	管轄人口等		実員1人当たり	
					人口	世帯数	人口	世帯数
本部	—	23	20	87.0%	—	—	—	—
音楽隊	—	28	19	67.9%	—	—	—	—
女性消防隊	—	12	11	91.7%	—	—	—	—
第1分団	寒河江	106	102	96.2%	18,680	7,177	183.1	70.4
第2分団	南部	58	62	106.9%	4,641	1,795	74.9	29.0
第3分団	西根	60	61	101.7%	4,578	1,655	75.0	27.1
第4分団	柴橋	86	82	95.3%	4,418	1,622	53.9	19.8
第5分団	高松	73	71	97.3%	2,330	793	32.8	11.2
第6分団	白岩	109	91	83.5%	2,249	940	24.7	10.3
第7分団	醍醐	36	27	75.0%	1,077	353	39.9	13.1
第8分団	三泉	35	27	77.1%	1,320	537	48.9	19.9
計		626	573	91.5%	39,223	14,872	68.5	26.0

(3) 団員の年齢構成

(令和7年4月1日現在)

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	平均年齢 39.6歳 県平均 41.5歳
2人 (0.4%)	46人 (8.0%)	247人 (43.1%)	223人 (38.9%)	51人 (8.9%)	4人 (0.7%)	

(4) 団員実員数の推移

(各年度4月1日現在)

令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
797人	751人	702人	613人	589人	573人

(5) 出動状況

(火災単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火災	6	4	8	3	11
自然災害 ※消防団出動災害	豪雨 令和2年7月	地震 令和4年3月	豪雨 令和4年8月	豪雨 令和5年7月	豪雨 令和6年7月・9月

(6) 通年の主な事業等

月	内 容
通年 隨時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の対応 ○毎月1日・15日を「防火の日」とし、各分団で広報・点検等実施 ○災害発生のおそれのある時の巡回及び対応 ○各種訓練、幹部会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○辞令交付式、新入団員研修会、春の火災予防運動 ○春季消防演習 (事業内容の見直しや時間短縮を行い団員の負担軽減を図りながら実施。)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ポンプ性能検査
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○水防訓練
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○安全管理・操法実務講習会 (令和5年度から操法大会を廃止し、災害現場で役立つ実践的なポンプ操法等に係る講習会を実施。)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災訓練（全分団） ○日本消防協会西村山支部団員指導研修（副分団長以上） ○初級幹部科研修（班長）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○火災防御訓練 ○秋の火災予防運動 ○日本消防協会西村山支部防災訓練等事業（副分団長以上） ○応急手当普及員講習会（8時間×3日間） ○指揮幹部科研修（部長）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○出初式 (事業内容の見直しや時間短縮を行い団員の負担軽減を図りながら実施。)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○日本消防協会西村山支部消防団活性化事業（副分団長以上）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○中級幹部研修会 ○実技指導員科研修（班長以上）
その他 (イベント 開催時の 警備実績)	<ul style="list-style-type: none"> ○水郷大江夏祭り花火大会警備 (第4分団) ○寒河江まつり神輿の祭典警備 (全分団) ○慈恩寺花火大会警備 (第7分団)

(7) 報酬等

階級	報酬額(年額)	階級	報酬額(年額)
団長	126,100円	部長	45,100円
副団長	100,000円	部長代理	39,000円
分団長	75,600円	班長	38,000円
副分団長	52,200円	団員	36,500円
出動報酬	災害：8,000円（1日当たり） 警戒・訓練：4,000円（1日当たり）		

(8) 福利厚生

ア 消防団員等公務災害補償等共済制度

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、被災した消防団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、被災した団員の社会復帰の促進、遺族の救援等を図るために必要な福祉事業を行います。

イ 自動車等損害見舞金支給事業

消防団の災害活動において、消防団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付して経済的負担を軽減することにより、消防団員の活動環境の整備等を図るものです。

ウ 消防団員福祉共済制度

消防団員の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、日常生活上の疾病や事故による給付のほか、特に公務上での死亡や重度障害に手厚い補償制度となっています。

エ 退職報償金制度

退職した消防団員の多年の苦労に報いるための功労金としての性格を持つ金銭給付です。消防団員等公務災害補償等共済基金の基準に基づき、当該団員の階級と勤続年数に応じて退職報償金を支給するものです。

第2節 消防団の課題

（1）消防団員の確保

団員については、各地域の自助努力により確保されていますが、人口減少、少子高齢化や若者の市外流出などにより、新入団員の確保が難しくなっています。

令和7年4月1日現在の団員数は、定数626人に対し実員数は573人、充足率91.5%となっており、令和5年4月から40名減少しています。

また、新入団員の確保が難しいと現役団員が退団できないといった状況になり、現役団員の士気の低下、ひいては組織力の低下を招く恐れがあります。

地域住民の安心安全を守る観点から、積極的な加入PRや団員の家族の理解が得られるような仕組みを考え、団員の確保を図る対策を行っていくことが必要です。

更に、機能別消防団員制度導入の検討や自主防災組織等の地域のコミュニティとの連携を図っていくことなど、組織強化をさらに進めていく必要があります。

（2）団員定数等の見直し

寒河江市消防団に関する条例により、令和4年度までは団員定数831人（昭和44年3月25日制定）と定められておりましたが、現在、条例制定から50年以上経過する中で、消防車両・資機材等の配備も進んでいることから、消防団の活動内容や各分団の実情を考慮し、令和4年度に団員定数を626人に見直しを行い、令和5年度から実施しました。今後は部や班の統合等についても、地域の関係団体等と協議を行いながら検討していきます。

（3）消防団員の負担軽減

消防団員は、災害に対応するために必要な知識や技術の習得のため各種訓練等を計画的に実施しています。

主な事業として、消防演習や操法大会、地域での防火活動などがあります。

これまで、各種事業の実施については、内容の見直しや日程短縮等を行いながら、負担軽減に努めてきましたが、令和3年度に実施した団員を対象としたアンケート調査によると、事業や訓練が負担と感じる団員が多く、事業のあり方を検証していく必要があったことから、令和5年度から市及び支部の消防操法大会を廃止し、さらに、春季消防演習や出初式等の事業内容の見直しや時間短縮を行い、団員の負担軽減を図りながら実施しています。

一方で、見直し等により技術力の低下が起こることが懸念されていることから、実施した事業毎に、各分団や団員等から意見等を聞きながら、団員にとってより充実した事業になるように検討していきます。

（4）消防団員の処遇改善

消防団員は、場合によっては危険が予測される状況の中でも、指揮命令系統の下で活動していますが、それらは団員の使命感と家族の協力によって支えられ成り立っています。

このため、報酬等については、危険性や特殊性を考慮する必要があり、国が示す報酬等の基準に基づく支給や福利厚生の充実など処遇改善を行う必要があることから、令和5年度から国の基準に準じた年額報酬及び出動報酬を支給しています。

このことは団員のモチベーションアップにもつながることから、今後も国の基準に準じてまいります。さらには、デジタル技術を活用し業務の効率化を図ります。

（5）施設・装備等の充実

町会等が所有する消防車両の車庫・詰所等の多くは、建設から50年以上経過しており、一部の建物において老朽化が見られます。

また、消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に対応した装備を充実させることが重要です。

特に、本市においては、豪雨災害に対応するための水防資機材の配備について検討する必要があることから、令和7年度において、活動する全団員に対して救命胴衣を配備しました。

現在、可搬式の小型動力ポンプを28台配備しておりますが、移動に多くの人員を要することから、地域の実情や西村山広域行政事務組合消防本部の出動体制などを考慮しながら配備の見直しを検討する必要があります。

（6）地域コミュニティとの連携

地域の防災を担う機関には、消防団のほか、消防本部、警察、町会・自主防災組織などがあります。

消防団と各機関とは、教育・研修・訓練・点検など様々な場面で連携するとともに、適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域の総合的な防災力を充実強化していくことが重要です。

また、その中核的な役割を消防団が担っていくことが必要です。

第4章 消防団の目指すべき将来像

第1節 消防団に期待される役割

（1）消防団を中心とした地域防災力の充実強化

消防団は、①地域密着性 ②要員動員力 ③即時対応力 という3つの特性を有する地域防災の要であり、常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在である。

このため、災害が発生した場合に、市民、町会・自主防災会などの様々な関係機関が相互に連携協力を行えるよう、平時から消防団が中核的役割を果たし、地域防災力の充実強化を図ることが求められています。

（2）地域コミュニティの中核

少子高齢化の進展や都市部への若者の流出、地域コミュニティに対する住民意識の希薄化等によって、地域の課題は多様化・深刻化する傾向にあります。

消防団員は、消防団活動などを通じ地域コミュニティ事業に積極的に関わりながら、地域づくりの担い手として地域の活性化等に貢献することが期待されています。

第2節 消防団の目指すべき将来像

消防団は、火災予防・消火・救助等幅広い消防防災活動にあたるとともに、災害発生時には第一線で活躍する重要な任務を遂行する機関です。

市民が、安全・安心で穏やかに暮らせるまちづくりを推進するため、寒河江市消防団は、地域とコミュニケーションを図り高い災害対応力を備えた、市民に信頼され期待される消防団を目指します。

第5章 消防団の充実強化に向けた取り組み

第1節 持続可能な消防団組織の育成

（1）消防団員の加入促進

・地域との連携

新入団員確保に向け、地域と消防団が連携して加入促進に向けた取り組みが円滑に行われるよう、市から様々な機会を捉え地域に働きかけを行います。

団員がやりがいを持って活動できる環境を構築する取組を推進します。

（地域住民と消防団員の交流、表彰制度、消防団応援の店、防災教育等）

・広報活動の強化

市報や、市ホームページ、SNSなどを活用し、消防団の存在意義や災害時に活躍している姿などを写真や動画などで発信するなど加入促進に向けたPRを積極的に行います。

また、成人式や入社式などにおいて加入促進のチラシを配布するなど若者への広報活動を強化します。女性や若年層をはじめとする幅広い住民等の入団促進に向けて、消防団に対する理解促進やイメージアップを図るための広報の充実強化を図ります。

・消防団協力事業所表示制度の推進

消防団員の約85.2%が被雇用者となっております。被雇用者の入団促進と活動に事業所の理解が不可欠であり、総務省消防庁が定めた「消防団協力事業所表示制度」

（令和7年度13事業所）の更なる周知を図り、協力事業所表示証の交付を推進します。

・機能別消防団員制度導入の検討

消防団員の確保が難しく、地域防災力を維持するために特に必要とする地域に、消防団を引退した方などで組織する機能別消防団員（※1）制度導入について検討します。

※1 機能別消防団員とは、恒常的な活動をする「基本団員」とは違い、入団資格や活動内容を限定した団員。

・音楽隊、女性消防隊の充実

音楽隊、女性消防隊は記念式典や演習などの諸行事への参加をはじめ、市民と消防団をつなぐ架け橋として、消防団のイメージアップと防火・防災思想の普及啓発活動を行っています。各隊への加入促進と活動内容の充実を図ります。

（2）消防団員の資質向上に対する助成や研修制度の確立

・準中型免許取得費用に対する助成制度の創設

道路交通法の改正により、平成29年3月12日以降に取得した普通自動車免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満とされました。これに伴い、車両総重量3.5トン以上の消防ポンプ自動車を所有している分団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題になります。

消防団員が消防ポンプ車両を運転するために必要な準中型免許取得費用の助成制度（令和5年度創設）により、消防団活動を支援します。

・研修と訓練の充実

消防団員の資質向上を図るため、山形県、西村山広域行政事務組合消防本部など関係機関と連携し、災害対応や人命救助のための各種研修・訓練の充実を図ります。

第2節 消防団員定数の見直し

(1) 団員定数の見直し

現在の消防車両・資機材等の配備状況及び活動内容を考慮し、令和5年4月1日より、団員定数を831人から626人（△205人）へ見直しを行いました。

・活動時の必要人員数（音楽隊・女性消防隊を除く）

活動内容	配 備	人員数等
災 害	消防ポンプ自動車	10人／1台
	小型動力ポンプ積載車	5人／1台
	小型動力ポンプ	5人／1台
警 戒	消防ポンプ自動車	7人／1台
	小型動力ポンプ積載車	4人／1台
	小型動力ポンプ	4人／1台

・定数（令和7年4月1日）

※1 消防ポンプ自動車 ※2 小型動力ポンプ積載車 ※3 小型動力ポンプ

分団	部	車両等装備			現行定数	実員数	班数
		自※1	積※2	小※3			
本部	幹部				23	20	
	音楽隊				28	19	
	女性消防隊				12	11	
(寒河江)	1	1	1	1	18	18	2
	2	1	1	1	18	17	2
	3	1	1	1	18	16	2
	4	1	1	1	18	18	2
	5	1	1	1	18	18	2
	自動車	1			16	15	1
(南部)	1	1	1	1	15	16	2
	2	1	1	1	15	17	2
	3	1	1	1	15	16	2
	自動車	1			13	13	1
(西根)	1	1	1	1	15	16	2
	2	1	1	1	20	16	2
	3	1	1	1	10	12	1
	4	1	1	1	15	17	2
(柴橋)	1	1	1	1	16	15	2
	2	1	1	1	16	15	2
	3	1			11	10	1
	4	1	1	1	16	15	2
	5	1	1	1	16	15	2
	6	1			11	12	1
(高松)	1	1			10	7	1
	2	1	1	1	16	15	2
	3	1	1	1	16	16	2
	4	1	1	1	11	12	2
	5	1			10	12	1
	自動車	1			10	9	1
(白岩)	1	1	1	1	17	16	2
	2	1	1	1	17	14	2
	3	1	1	1	17	14	2
	4	1	1	1	16	11	2
	5	1	1	1	16	15	2
	6	1	1	1	16	12	2
	自動車	1			10	9	1
(醍醐)	1	1	1	1	18	14	2
	2	1	1	1	18	13	2
(三泉)	1	1	1	1	20	13	1
	2	1	1	1	15	14	1
計	39	4	33	28	626	573	63

第3節 消防団員の負担軽減と処遇改善

(1) 消防団員の負担軽減

・消防団事業の見直し

消防団員の負担軽減のため、各種事業や訓練等を適時見直し、時間の短縮や簡略化、効率的で効果的な訓練方法などを検討し、負担軽減を図ります。

【具体例】

○消防演習など各種事業の見直し及び時間短縮等の検討（令和5年度から実施）

○操法大会に代わる訓練の実施（令和5年度から実施）

(2) 消防団員の処遇改善

・報酬、出動手当の見直し

国が示す非常勤消防団員の報酬等の基準及び活動内容を考慮し、報酬、手当等の見直しを行い団員個人に直接支給します。

（令和4年度から個人への直接支給を実施し、さらに令和5年度から国に準じた年額報酬及び出動報酬を支給）

【階級別報酬等】

階級	現行 報酬(年額)
団長	126,100円
副団長	100,000円
分団長	75,600円
副分団長	52,200円
部長	45,100円
部長代理	39,000円
班長	38,000円
団員	36,500円

【出動報酬】

全団員共通	現行
災害	8,000円 (1日当たり)※1
警戒・訓練	4,000円 (1日当たり)※2

※1 4時間以内…4,000円、4時間超8時間以内…8,000円、
8時間超4時間毎…4,000円追加

※2 4時間以内…2,000円、4時間超8時間以内…4,000円

第4節 施設・装備等の充実及び消防車両等の配備の見直し

（1）施設・装備等の充実

・施設整備の推進

町会等が所有する消防車両の車庫・詰所等の建て替え費用に対し助成を行い、消防団活動のための施設整備を推進します。（令和5年度1件、令和6年度1件）

・水防資機材の配備

各分団が必要とする水防資機材について、計画的に配備を進めます。（令和7年度に活動する全団員に対して救命胴衣を配備）

（2）消防車両等の配備の見直し

・小型動力ポンプ積載車等の配備の見直し

災害時の消防車両等の稼働状況を考慮し、小型動力ポンプ積載車及び可搬式小型動力ポンプの配備について見直しを検討します。

特に、可搬式小型動力ポンプについて、移動に多くの人員を要することから各分団・地域と必要性について協議を進めます。

第5節 地域コミュニティとの連携

（1）地域コミュニティとの連携強化

消防団員は、地域の各種団体の役職を担うとともに、行事等においては中核として活躍しています。

引き続き、各種団体と消防団の現状や課題等の共有化を図りながら、地域コミュニティとの連携強化を図ります。

（2）自主防災組織等との連携

自主防災会等の市民主体の防災組織の設立が進んでおり、地域防災力の向上が図られています。

自主防災会等の関係団体と連携し、知識や技能の習得及び訓練などを行い災害活動の強化を図っています。